

○深浦町あおもりマッチングシステム「A i（あい）であう」利用登録料助成金
交付要綱

令和4年9月30日告示第166号

改正

令和5年7月7日告示第69号

(目的)

第1条 この要綱は、あおもり出会いサポートセンターが運営する、結婚を前提とした出会いを求める者のマッチングを行うシステム「A i（あい）であう」への利用登録者に対し、婚姻数増加を目的に利用登録料を助成することについて、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年度深浦町規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 18歳以上の独身者で、あおもりマッチングシステム「A i（あい）であう」に利用登録をした者
- (2) 登録日において深浦町に住所を有する者
- (3) 町税等の滞納がないこと。

(助成期間)

第3条 令和4年10月1日登録分からを助成対象とし、1人1回限りとする。

(助成金額)

第4条 助成金額は利用登録料分とし10,000円を上限とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、深浦町あおもりマッチングシステム「A i（あい）であう」利用登録料助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、登録料の支払が確認できる書類を添付して町長に申請し

なければならない。

(交付決定及び助成金の交付)

第6条 町長は、前条に規定による交付申請があった場合は、申請書の内容を審査し、
適当と認めるときは助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する
とともに、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、助成対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場
合は、その交付を取り消し、助成金の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

深浦町あおもりマッチングシステム「A i（あい）であう」利用登録料
助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

深浦町長 様

申請者
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

助成金の交付を受けたいので、深浦町あおもりマッチングシステム「A i（あい）であう」利用登録料助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

- 添付書類 1. あおもりマッチングシステム利用登録料の支払いが確認できる書類
2. その他町長が必要と認める書類

助成金は、下記口座に振り込まれるよう請求します。

1. 金融機関・支店名
2. 口座種別 普通・当座
3. 口座番号
4. 口座名義（フリガナ）

誓約書

私は、交付申請に当たり、住民登録及び町税等の納付状況について、町長が調査することに同意します。

氏 名

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

深浦町長

深浦町あおりマッチングシステム「A i（あい）であう」利用登録料
助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、深浦町あおりマッチング
システム「A i（あい）であう」利用登録料助成金交付要綱第6条の規定により、交付決
定したので通知します。

助成金交付決定額 円